

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

③立入調査実施施設の優先順位付け

全施設に対して毎年1回立入調査を実施することが望ましいが、体制面上どうしても全件調査が難しい実態がある場合に、優先順位の考え方を実施要領で定め、優先順位に従って立入調査を実施している事例がある。

ポイント

- ▶ 立入調査実施の優先順位の考え方を実施要領で定めている
- ▶ 優良施設に対しては2年に1回の立入調査としつつ、書面による調査は毎年全施設に対して実施。立入調査は優先順位が高い施設から実施



千葉県

実施要領に立入調査の優先順位の考え方を規定

原則全施設に対して立入調査を実施することが望ましいことは理解した上で、体制面上どうしても全件調査が難しい実態があり、**立入調査実施の優先順位の考え方を実施要領で定めている**。立入調査の実施に係る事項については、実施要領において規定しているが、立入調査は年1回以上行うことを原則としつつも、実態を勘案し、当該実施要領において、通常の立入調査の特例として、指導監督基準を満たし、運営上問題となる事由が認められない施設については、**2年に1回の頻度で、立入調査を実施**することとしている。

優先的に実施する施設

- 新規に設立された施設
- 前年度までに指導を行った施設
- 利用者や職員から苦情が出ている施設

書面による調査

全施設に対して書面による調査を実施し、実施方法は県の実施要領で定め、**調書の内容は別途定めるとしたうえで、毎年内容を見直し**している。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

④情報収集手段の工夫

～書面や写真でのコミュニケーションの活用～

自治体側の人員リソースに限りがある中で、書面や写真などを活用することによって、保育施設の状況をより把握できるようにしている事例がある。

ポイント

- 立入調査の前に調書を提出してもらい、施設の状況をあらかじめ確認
- 立入調査での指摘事項の改善状況は、書面の回答に加え写真などにより確認



千葉県

立入調査の事前調書確認

全施設に対して書面による調査を実施。実施方法は県の実施要領で定め、調書の内容は別途定めるとしたうえで、毎年内容を見直している。

立入調査にあたっては、保育施設から事前に調書を提出してもらうこととしており、書面による調査においても同一の調書を活用している。調書は各施設が県のHPからダウンロードができるようにしている。



佐賀県

立入調査後の書面による改善状況の確認

立入調査で指摘があった項目について、保育施設から書面で改善状況の回答を提出してもらうようにしている。指摘項目が書類の整備、施設の状況などに関する場合は、**併せて証拠となる資料（書類のコピー）や写真（施設の状況がわかるもの）等を提出してもらうこと**で確認している。さらに情報が不足している場合は、**電話で保育施設に対応内容の聞き取りを行う**など、改善状況を丁寧に確認している。